

市有地貸付のお知らせ

本件は以下の未利用市有地について、既存建物の解体を条件に土地の貸付を受ける者を募集するものです。入札に参加される方は以下の項目を確認の上、お申し込みください。

1 貸付土地

(1) 土地の所在及び最低貸付料（年間貸付料）

物件番号	所在地	地目	地積	最低貸付料 (年額)
R 7 - 1	能代市字宮ノ前 2 - 1	宅地	3,232.81㎡	1,255,000円

※物件の詳細は物件調書をご確認ください。

※現地説明会は実施しませんので、現地を確認の上、お申し込みください。

※上記貸付土地の地積は、登記簿上の表示面積より先行利用者の面積を除外した面積になります。

(2) 貸付期間

貸付期間は1年以上として、建物の所有を目的とする貸付の場合は30年を上限とします。契約の更新については協議のうえ決定するものとします。

貸付期間が終了する場合には、落札者の費用をもって当該土地に存する建物又は工作物を撤去し、建物解体時の状況に回復して本市に返還するものとします。ただし、本市が必要ないと認めるときはこの限りではありません。

(3) 貸付料

土地の貸付料は、本市の設定する最低貸付料以上で、かつ最高の価格をもって入札した者の金額を年間貸付料とします。

貸付料は建物等を解体撤去し、土地の引き渡し完了した後に生じるものとします。

貸付料は本市が指定する納付書により、本市の指定する期限までに納付するものとします。

2 建物等の解体撤去

(1) 解体撤去する建物等は以下のとおりで、全ての建物、附属設備及び建物内部にある動産も含めての解体処分となります。

種類	構造	面積	建築年
旧福祉サービスセンター	鉄筋コンクリート	615.88㎡	昭和48年
旧東デイサービスセンター	鉄骨造	377.95㎡	昭和48年
旧東デイサービスセンター車庫	木造	22.68㎡	平成13年

- (2) 落札者は既存建物の解体撤去の方法、解体に伴う処分及び跡地の整地に関して、関係する各法令を遵守のうえ、落札者の責任において適正な方法により解体作業等を行うものとします。なお、解体作業等に要する一切の費用は落札者の負担とします。
- (3) 建物のアスベスト含有に関する調査は落札者の負担により実施していただく必要があります。
- (4) 落札者は解体撤去が完了したときは、解体に係る関係図書を添付して完了報告を書面により提出することとし、両者が立会のうえ解体撤去完了の確認を行います。
- (5) 落札者は、建物等の解体撤去に伴い第三者から苦情等があったときは、責任をもって解決するとともに、第三者に損害を与えた場合は、その責めを負うものとします。
- (6) 貸付けを受けた日から解体撤去完了の日までの間、建物等の管理責任は落札者にあるものとし、落札者は十分な注意をもって建物等の管理を行うものとします。
- (7) 解体撤去に伴い建物内部の確認を希望する場合はご連絡ください。

3 貸付条件

- (1) 本物件は既存建物を解体することを条件として土地を貸付けするものです。敷地内の建物は落札者により解体していただきます。また、敷地内の工作物、樹木、既設看板の移設や撤去等に必要となる費用や、土地の維持管理の費用については落札者の責任と負担により実施していただきます。
- (2) 貸付を受けた日から2年を経過する日までの間に落札者の責任において、解体撤去を行い貸付の目的に使用するものとします。
- (3) 以下の用途には貸付はできないものとします。
- ア 廃棄物の保管場所、砂利、砂、残土等の堆積場その他これに類する用途
- イ 土壤汚染対策法第2条に規定する特定有害物質の製造、使用、処理又は

貯蔵の事業の用途

ウ 振動、騒音及び悪臭が著しく生じるもの等本市が環境保全上不適切と認める用途

エ 風俗営業その他これに類する用途

オ 政治活動又は宗教活動の用途

カ 暴力団の事務所その他これに類する用途

キ 法令等の規制に違反する事業等の用途

ク その他本市が適当でないと認める用途

(4) 敷地内の水道管埋設及び看板設置による土地先行利用者への対応については、土地の引き渡しまでに落札者が責任をもって土地先行利用者へ行うものとしします。

(5) 本市の事前の承諾なしに、当該土地を第三者に転貸することや賃貸借権を譲渡しないこととしします。

(6) 貸付期間中は本市の承諾を得ずに用途を変更することはできません。

4 入札参加者の資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者又は同条第2項各号のいずれかに該当し3年を経過しない者若しくはその者を代理人等として使用する者は、入札に参加できません。

(2) 能代市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者は、入札に参加できません。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがされている者は、入札に参加できません。

(4) 市税等を滞納している者は入札に参加できません。

5 入札参加申込に関すること

(1) 競争入札参加申込書類

入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類（以下「申請書類」という。）を提出してください。

ア 普通財産貸付条件付一般競争入札参加申込書

イ 納税証明書又は入札参加用納税証明書

（能代市の市税等に滞納がないことの証明）

ウ 身分証明書の写し、法人の場合は法人登記簿謄本の写し

※イ、ウは発行日から3か月以内のもの

(2) 参加申込書の入手方法

交付場所 能代市総務部財政課（能代市役所第1庁舎3階）

電話番号 0185-89-2123

※能代市のホームページからもダウンロードできます。

(3) 申請書類の提出及び受付

受付期間 令和7年11月5日(水)～令和7年11月19日(水)

提出方法 持参又は書留による郵送

提出先 能代市総務部財政課(能代市上町1番3号)

6 入札参加の承諾

入札参加資格等を審査し、資格等を有すると確認できた者に入札参加承諾書と入札保証金の納付書等を送付します。

7 入札保証金

(1) 市が発行した入札保証金の納付書により、以下の本市が定めた金額を納付すること。

入札保証金	納入期限
63,000円	令和7年12月3日(水)まで

(2) 落札者の入札保証金は、貸付契約締結後に還付します。

(3) 落札されなかった方の入札保証金は、入札後に還付します。

(4) 落札者が契約を締結しないときは落札を無効とし、入札保証金は還付しません。

(5) 入札保証金に利息は付しません。

8 質疑及び回答

(1) 受付期間

令和7年11月5日(水)～令和7年11月12日(水)

(2) 質問方法

本件に関する質問は、総務部財政課まで電子メールにより送信してください。

(受付アドレス zaisei@city.noshiro.lg.jp)

(3) 回答方法

令和7年11月14日(金)までに市ホームページに掲載します。

9 入札及び開札

本件入札は、入札書を指定する期間に持参又は郵送にて受け付けます。

(1) 入札の提出手続き

ア 入札書を封入した封筒は封印すること。

イ 封筒には「入札書在中」と朱書きすること。また、物件番号と入札者の氏名を記入すること。

ウ 郵送する場合は、書留により郵送すること。

(2) 入札書の受付期間

令和7年11月26日(水)から令和7年12月3日(水)午後5時まで
郵送の場合は、受付期間の最終日午後5時までに配達されること。

(3) 入札金額

本市が設定する最低貸付料以上の金額で最高の価格をもって入札した者を落札者とします。金額は年額の貸付料を千円単位で記入すること。

(4) 開札日時・場所

日時 令和7年12月5日(金) 午前10時

場所 能代市役所 会議室2

10 入札書の無効

次の入札はこれを無効とする。

(1) 入札参加資格のない者のした入札書

(2) 1人の入札者又は代理人が、同一事項に2通以上の入札をしたもの

(3) 入札者が協定した入札書

(4) 金額その他記載事項が明らかでない入札書

(5) 入札書記載の金額を訂正するもの

(6) 入札書に記名捺印のないもの

(7) 入札条件に違反して入札した入札書

11 契約について

(1) 落札者は普通財産貸付申請書(本市指定様式)を速やかに提出すること。

(2) 契約保証金は免除とします。

12 その他

(1) 入札、契約手続等のため提出された書類はお返ししません。提出された書類等による個人情報の取扱いについては、入札、契約締結等、本来の目的を達成するために使用することとし、当課職員により管理及び処分します。

(2) 不明な点がありましたら、以下へお問合せください。

総務部財政課市有財産活用室

電話0185-89-2123(直通)

手続きスケジュール

項 目	日 時 等
入札参加申し込み	① 受付期間 令和7年11月5日（水）～令和7年11月19日（水） ② 提出書類 ア 普通財産貸付条件付一般競争入札参加申込書 イ 納税証明書又は入札参加用納税証明書 ウ 身分証明書の写し、法人登記簿謄本の写し（法人の場合） ※イ、ウは発行日から3か月以内のもの
質疑受付期間	令和7年11月5日（水）～令和7年11月12日（水） 回答は11月14日（金）を予定
入札保証金納入	令和7年12月3日（水）まで
入札書受付期間	令和7年11月26日（水）～令和7年12月3日（水）
開札日時等	日時 令和7年12月5日（金）午前10時 場所 能代市役所 会議室2
賃貸借契約の手続き	落札者の決定後、普通財産貸付申請書を提出すること